

# こども医療費助成と 福祉医療 母障高 2017

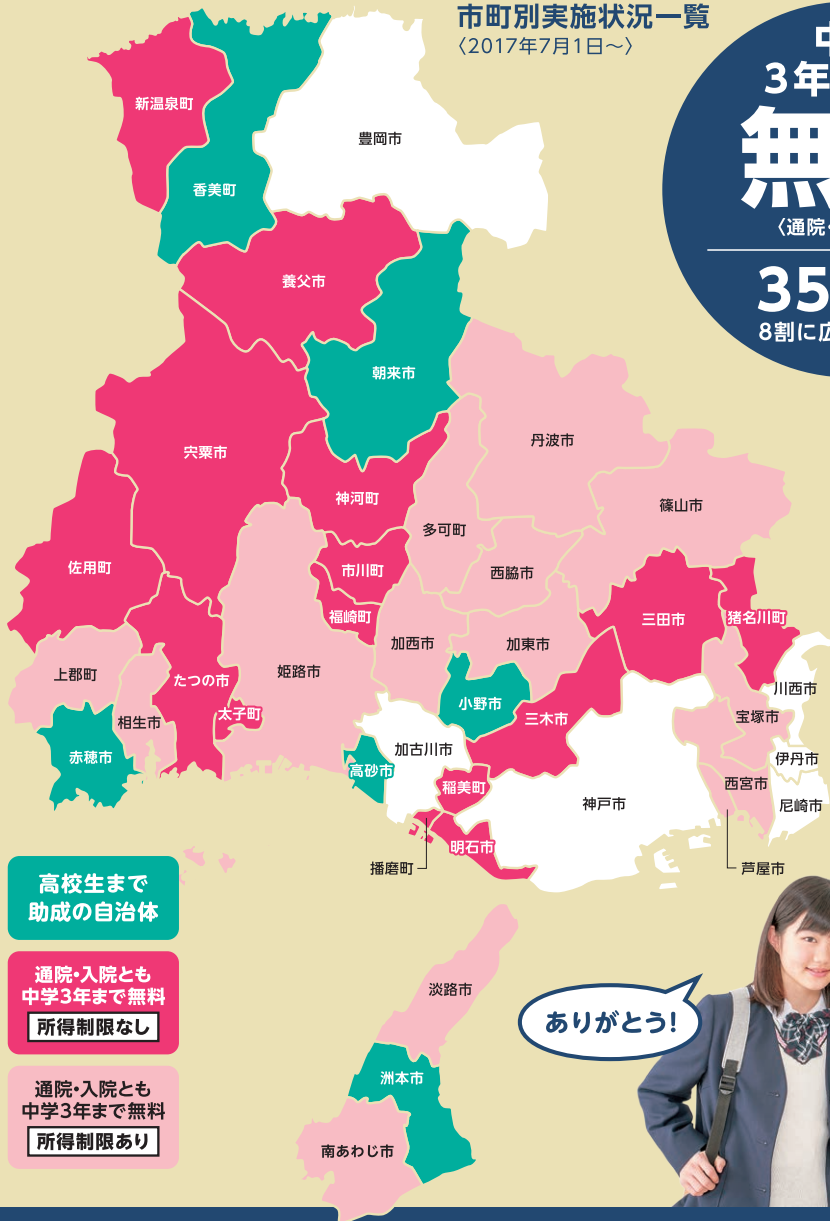
市町別実施状況一覧  
(2017年7月1日～)

中学  
3年生まで  
**無料**

(通院・入院とも)

**35市町**  
8割に広がりました

高校3年生までなど  
6市町で助成拡大



高校生まで  
助成の自治体

通院・入院とも  
中学3年生まで無料

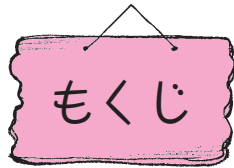
所得制限なし

通院・入院とも  
中学3年生まで無料

所得制限あり

ありがとう!





## 制度ごとに地域別で表示しています

- 阪神** 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町
- 東播** 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
- 北播** 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
- 西播** 姫路市、たつの市、赤穂市、相生市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
- 但馬** 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
- 北摂・丹波** 三田市、篠山市、丹波市
- 淡路** 淡路市、洲本市、南あわじ市

兵庫県民だれもが、  
お金の心配なしに、安心して医療を受けられるように……………1  
解説・福祉医療制度をご利用いただくために……………2

### 1. 乳幼児と、こどもの医療費助成

- 阪神……………6
- 東播……………8
- 北播……………9
- 西播……………10
- 但馬……………12
- 北摂・丹波……………13
- 淡路……………13

### 2. 母子家庭等・1人親世帯医療費助成

- 阪神……………14
- 東播……………15
- 北播……………16
- 西播……………17
- 但馬……………18
- 北摂・丹波……………19
- 淡路……………19

### 3. 重度障害者医療費助成

- 阪神……………20
- 東播……………22
- 北播……………23
- 西播……………24
- 但馬……………25
- 北摂・丹波……………25
- 淡路……………25

### 4. 高齢期移行者医療費助成

- 阪神……………27
- 東播……………27
- 北播……………29
- 西播……………29
- 但馬……………29
- 北摂・丹波……………29
- 淡路……………29



## 兵庫県民だれもが、 お金の心配なしに、安心して医療を受けられるように

兵庫県保険医協会理事長 西山 裕康

本書は、兵庫県内の市町が行っている福祉医療制度の大まかな特徴をまとめたものです。福祉医療制度とは、住民の健康保持・増進のために、こどもや母子家庭、重度障害者、高齢者などの患者窓口負担を軽減する地方自治体の助成制度のことです。患者さんにとっては、お金の支払いを心配せずに医療機関にかかれますが、国による一律の補助ではなく、自治体が独自に行っているため、市町によってその内容に差があります。

今年度の、私たちの調査では、こども医療費助成の拡充が進み「中学3年生まで通院・入院とも無料」を実現した自治体は、県下41市町のうち35市町(約85%)にまで広がりました。他の地域でも少しずつ拡充が進んでいます。

これらは、兵庫県社会保障推進協議会の自治体キャラバンや地域住民の運動などの成果で、住民の皆さまはもちろん、私たち医療者にとっても大変うれしいニュースです。あまり知られていませんが、国は、福祉医療制度に対して「ムダな受診が増えて医療費が多くなる」という理由から、福祉医療を実施する自治体への「ペナルティ」ともいえる「国庫負担の削減」を行っています。こうした国の圧力をはねのけて、兵庫県内のこども医療費助成が年々広がっていることは、地方自治、住民自治のすばらしい成果です。

私たちは、全ての県で「中学3年生まで窓口負担無料」の制度が実現することに加え、責任ある国の制度として整備されることを強く願っています。子どもを対象とする制度に加え、住民の命と健康を守る福祉医療制度を拡充するためには、地域住民の皆さまの力が不可欠です。国民皆保険制度は、誰もがお金の心配なしに安心して医療を受けられる制度であるべきです。一緒に努力してまいりましょう。



## 福祉医療制度をご利用いただくために

本書は、兵庫県下の自治体が行っている福祉医療制度を、兵庫県保険協会が調査した結果をまとめたものです。

福祉医療制度には、兵庫県が実施するものと、市町が実施するものがあり、兵庫県の制度は、全県共通で利用できますが、市町が単独実施する制度は、市町により異なります。

例えば、中学3年生までのお子さんの医療費に対する助成は、国の公的医療保険では医療費の3割分が患者さんの負担ですが、兵庫県のこども医療費制度では1割分が助成され、2割分は患者さんが負担しなければなりません。しかし、その2割分を市町がさらに助成している場合は、結局、窓口負担全額が助成されますので、患者さんの負担はありません。

このように、福祉医療制度は、公的医療保険を土台に、県の制度があり、さらに市町が上乗せするという3層構造になっています。お住まいの自治体によって、国、県、市町の組み合わせがどのようになっているか、所得制限や、障害の程度などによっても異なりますので、お住まいの自治体の条件を良く知ることが必要です。

本書では、その大まかな内容をご案内しておりますので、条件に合うと思われたら、市町の窓口申請を相談しましょう。条件に合うと判断されれば、受給者証が発行されます。医療機関の窓口で、公的医療保険の保険証とともに、受給者証を提示すれば、福祉医療が受けられます。

### お住まいの自治体以外の取り扱い

福祉医療の受給者証は、県内であれば、お住まいの自治体だけでなく他の自治体の医療機関でも有効です。県外の医療機関を受診された場合は、窓口では一旦、通常の3割負担分を医療機関にお支払いいただきますが、あとで払い戻しを受けることができます。領収書をもとにお住まいの自治体に還付請求を行ってください。

## 2017年の特徴

福祉医療は、おおむね毎年7月から実施されるため、当会の調査は4月～5月に実施しています。制度が改定されるなどの場合、市町によっては議会の承認を得るなどの手続きのために、改定内容が調査時点で確定しない場合があります。今年度は、明石市、佐用町で、一部制度が未確定になっていますので、ご注意ください。

### 乳幼児・こども医療費助成制度

今年度は7市町で拡充が進みました。通院・入院とも「中3まで無料」は、前年度の34市町から太子町が増え35市町になり、県下自治体の85%になりました。

中3を超え、高校生も対象にする自治体が、前年度の3市（小野市、赤穂市、洲本市）から3市町増え（高砂市、朝来市、香美町）、6市町になりました。

所得制限を新たに廃止した市町が1市2町（神戸市、佐用町、太子町）あり、前年度の15市町から18市町へと、4割超に広がりました。

### 〈拡充した市町と改定の概要〉

- ①神戸市 所得制限 廃止
- ②川西市 一部負担金 小4～中3の通院負担割合2割を1割に引き下げ
- ③高砂市 対象範囲 入院の対象を償還払いで18歳まで拡大
- ④佐用町 所得制限 廃止（※予定）
- ⑤太子町 所得制限 廃止  
一部負担金 通院も無料に拡充
- ⑥朝来市 対象範囲 高校生等医療費助成を新設し、入院のみ無料に。ただし償還払い。

- ⑦香美町 対象範囲 18歳まで拡大  
一部負担金 拡大した18歳まで通院・入院ともなし

### 母子家庭等・1人親世帯医療費助成制度

- 穴栗市 所得制限 児童のみ児童扶養手当「一部支給」基準に緩和

### 重度障害者医療費助成制度

- ①芦屋市 対象範囲 「精神2級」を追加  
②加西市 対象範囲 「精神2級」を追加

### 老人医療費助成制度

兵庫県は老人医療費助成制度を廃止し、新制度に経過措置つきで移行しました。新制度の名称は「高齢期移行者医療費助成制度」で、「区分1」は、旧老人医療費助成制度と同じですが、「区分2」は、所得制限以外に「要介護2以上」の方という条件が追加されました。

各市町も県と同様の取り扱いとなっていますが、下記の6市町では県と一部異なる取り扱いや変更があります。

- ①宝塚市 新制度の「区分2」における「要介護2以上」の要件なし  
②西宮市 老人医療費助成制度の経過措置を新制度でも継続  
③高砂市 老人医療費助成制度の経過措置を新制度でも継続  
④加東市 新制度の「区分2」における「要介護2以上」の要件なし  
⑤相生市 老人医療費助成制度で実施していた「住民税非課税者」の方は、70歳になるまで助成を継続  
⑥新温泉町 所得制限なしを新制度でも継続

### ★表の見方

制度ごと、地域ごとに、見開き2ページ単位で掲載しています。各見開きページの最初に、国と県の制度を掲載しています。各市町の制度欄は、県制度に対して上乗せ制度がある場合のみ、表にしています。上乗せ制度がない場合は、欄外に該当する自治体名を掲載しています。

### メモ

全国で、最初に行われた福祉医療制度は、1960年の岩手県沢内村で、65歳以上の老人医療費無料化でした。その後、1969年に東京都が70歳以上の老人医療を無料化し、兵庫県で始まったのは、1971年からで、75歳以上の「居宅寝たきり老人」だけが対象でした。その後、1972年4月から、70歳以上の老人と65歳～69歳の重度身障者（1～2級）に対象が拡大され、1973年には重度障害者医療費公費負担制度、乳児医療費公費負担制度が創設されています。母子家庭等の助成制度ができたのは最も遅く、1979年でした。

# 乳幼児と、こどもの医療費助成

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	2割
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾患治療研究事業」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、月2回まで (低所得世帯は1日600円、月2回まで)	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、負担限度額月額2,400円まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割額が23.5万円未満 (世帯合算する)		定率2割負担
	小4～中3まで			

## 阪 神

神戸市	0歳～2歳児まで	なし	なし	なし
	3歳～中3まで		1日400円(2割負担)、 月2回まで	
尼崎市	0歳	県と同じ	なし	なし
	1歳～就学前まで		県と同じ (1日800円等)	
	小1～小3まで		県と同じ(2割負担)	
西宮市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～就学前児	県の所得制限基準内 県の所得制限基準外	1日800円限度・ 月2回まで	
	小1～中3まで	県と同じ	なし	
芦屋市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	保護者及び扶養義務者いずれもが市民税所得割税額23.5万円未満 (世帯合算はしない)		

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
伊丹市	0歳	なし	なし	なし *食事は申請により助成
	就学前まで	県と同じ		県と同じ (1日800円等)
	小1～小3まで		なし	
宝塚市	小4～中3まで		県と同じ(2割負担)	
	0歳	なし	なし	なし
	1歳～小3まで	保護者等の市民税所得割額が23.5万円未満 (世帯合算はしない)		
小4～中3まで				
川西市	0歳～就学前	なし	なし	なし
	小1～小3	県と同じ		
	小4～中3まで		1割負担	
猪名川町	0歳～中3まで	なし	なし	なし

# 乳幼児と、こどもの医療費助成

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	2割
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾患治療研究事業」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、月2回まで (低所得世帯は1日600円、月2回まで)	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、負担限度額月額2,400円まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算する)		
	小4～中3まで		定率2割負担 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし	

## 東 播

明石市	中3まで	なし	なし	なし
加古川市	0歳～小3まで	なし	なし	なし
	小4～中3まで	保護者等の市民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算はしない)	1日400円、月2回まで (2割負担)	
高砂市	0歳～中3まで	なし	なし	なし
	高1～高3まで (15歳に達した最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの年齢で、本人が婚姻されていない方)	本人の所得が300万円以下(入院された月によって、前年、もしくは前々年中の所得)	(3割) 通院の助成制度はない	なし ※償還払い
稲美町	0歳～中3まで	なし	なし	なし
播磨町	0歳～中3まで	なし	なし	なし

## 北 播

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
西脇市	0歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
三木市	0歳～中3まで	なし	なし	他公費負担医療や訪問看護療養費で一部負担金が発生した場合は申請により償還払い
小野市	0歳～高3 (18歳に達した最初の年度末まで)	なし	なし	他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)
加西市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	保護者または扶養義務者の市民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算はしない)		
加東市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
多可町	0歳	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		



## 乳幼児と、こどもの医療費助成

	対 象 者		自 己 負 担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	2割
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾患治療研究事業」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、月2回まで (低所得世帯は1日600円、月2回まで)	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、負担限度額月額2,400円まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算する)		
	小4～中3まで		定率2割負担 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし	

## 西 播

姫路市	0歳～3歳未満	なし	なし	なし
	3歳～小3まで	県と同じ		
	小4～中3まで			
たつの市	0歳～中3まで	なし	なし	なし
赤穂市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	扶養義務者等の市町村民税所得割税額が23.5万円未満の人 (世帯合算はしない)		
	高1～高3まで		(3割) 通院の助成制度はない	
相生市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	扶養義務者等の市町村民税所得割税額が23.5万円未満の人 (世帯合算はしない)		
宍粟市	0歳～中3まで	なし	なし	なし

	対 象 者		自 己 負 担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
神河町	0歳～中3まで	なし	なし	なし
市川町	0歳～中3まで	なし	なし	なし
福崎町	0歳～中3まで	なし	なし	なし
太子町	0歳～中3まで	なし	なし	なし
上郡町	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	保護者又は、扶養義務者の市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算する)		
佐用町	0歳～中3まで	なし (※7月～廃止予定)	なし	なし



## 乳幼児と、こどもの医療費助成

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
国	就学前まで	なし	2割	2割
	入院して養育する必要があると医師が認めた未熟児は「養育医療」が受けられます。小児がんやぜんそくなどの治療は、「小児慢性特定疾患治療研究事業」が受けられます。それぞれ所得に応じた自己負担があります。			
兵庫県	0歳	なし	1日800円、月2回まで (低所得世帯は1日600円、月2回まで)	1割負担、 上限月3,200円 (低所得世帯は、負担限度額月額2,400円まで) 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～小3まで	市町村民税所得割額が23.5万円未満 (世帯合算する)		
	小4～中3まで		定率2割負担 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし	

## 但馬

豊岡市	0歳	なし	一般・低所得とも 1日400円、 月2回まで	なし
	1歳～小3まで	県と同じ		
	小4～中3まで		定率2割負担、負担 限度額 月額1,600円	
養父市	0歳～中3まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
朝来市	0歳	なし	なし	なし ※償還払いです。領収書、印鑑、学生証等、保険証及び振込先のわかるものを持参して市民課、各支所窓口で申請し、後日、返金。
	1歳～中3まで	県と同じ		
	高校生等医療費助成 下記の者のうち、高校生等で15歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から20歳に達する日の属する月の末日までの間にあるもの ①高等学校、中等教育学校又は特別支援学校 ②高等専門学校で第3学年の課程を修了するまでのもの ③専修学校（高等課程に限る） ④外国人学校、に在学する者		保護者の市民税所得割額が23.5万円未満	

	対象者		自己負担	
	対象年齢	所得制限の概要	通院	入院
香美町	0歳	なし	なし	なし
	1歳～18歳 (18歳に達する日以後の最初の3月31日)まで	県と同じ		
新温泉町	0歳～中3まで	なし	なし	なし

## 北摂・丹波

三田市	0歳～中3まで	なし	なし	なし
篠山市	0歳～小3まで	なし	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成 (償還払い)	
	小4～中3まで	通院の場合 保護者の市民税所得割額が23.5万円未満 (世帯合算はしない) 入院の場合は、所得制限なし		
丹波市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	保護者または扶養義務者の市民税所得割額が23.5万円未満 (世帯合算はしない)		

## 淡路

淡路市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		
洲本市	0歳	なし	なし	自己負担額の1/3を助成 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	1歳～中3まで	保護者の市民税所得割額が23.5万円未満 (世帯合算する)		
	高1～高3まで (18歳に達した最初の年度末まで)		(3割) 通院の助成制度はない	
南あわじ市	0歳	なし	なし	なし
	1歳～中3まで	県と同じ		



## 母子家庭等・1人親世帯医療費助成

国	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を看護する母又は父 (1)母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表1参照(P19)	1 医療機関等あたり 1 日800円、月2回まで	1 割負担 負担限度額月額 3,200円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	(2)父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童	低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1 医療機関等あたり 1 日400円、月2回まで	1 割負担 負担限度額月額 1,600円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
	(3)遺児 両親と死別等した児童			

## 阪 神

神戸市	収入のある重度障害者の配偶者とその児童も対象	母親の場合は、児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P19) その他の扶養義務者の場合は、所得236万円に扶養親族1人当たり38万円を加えた額未満	1 日400円 月2回まで	定率1割負担 負担限度額 月額1,600円
尼崎市	高等学校に在学中の場合は、20歳に達する日以降、最初の3月31日まで	県と同じ	県と同じ	児童はなし
西宮市	県と同じ	母又は父、扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23.5万円未満	県と同じ	

芦屋市	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P19)	県と同じ	
宝塚市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P19)	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	

※伊丹市、川西市、猪名川町は県と同じ

## 東 播

明石市	県と同じ	子についての所得制限は、下記の通り ①母等・養育者 児童扶養手当の一部支給基準を準用 ・別表2参照(P19) ②扶養義務者 特別児童扶養手当の基準を準用 ・別表3参照(P19)	子については1日600円、月2回まで	子については負担限度額2,400円
高砂市	県と同じ	中学卒業後は、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P19)	県と同じ	
播磨町	子どもが20歳に達する日以降の最初の3月31日まで	県と同じ	県と同じ	

※加古川市、稲美町は県と同じ



## 母子家庭等・1人親世帯医療費助成

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を看護する母又は父 (1)母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 (2)父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 (3)遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表1参照(P19)	1 医療機関等あたり 1 日800円、月2回まで	1 割負担 負担限度額月額 3,200円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
		低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1 医療機関等あたり 1 日400円、月2回まで	1 割負担 負担限度額月額 1,600円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし

## 北 播

西脇市	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P19)	県と同じ
三木市	県と同じ（中学3年生までは乳幼児等医療費助成制度で実施）		
小野市	県と同じ	なし	他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
加西市	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P19)	県と同じ
加東市	県と同じ	中学卒業後は、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P19)	県と同じ

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
多可町	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P19)	県と同じ	

## 西 播

姫路市	県と同じ	子については、児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P19)	県と同じ
赤穂市	満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を、現に看護する配偶者のいない母、又は父、及び当該看護される児童	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P19)	県と同じ
相生市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P19)	県と同じ
宍粟市	県と同じ	児童のみ児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P19)	県と同じ
神河町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P19)	県と同じ
市川町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P19)	県と同じ
福崎町	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満 ・別表2参照(P19)	なし
太子町	県と同じ		中学3年生終了までのこどもについてはなし
上郡町	県と同じ		中学生以下はなし
佐用町	県と同じ	子の判定については児童扶養手当（一部支給）の基準を準用 ・別表2参照(P19)	県と同じ

※たつの市は県と同じ

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	母子に特定した公費負担制度はありません。			
兵庫県	以下の要件を満たす、18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を看護する母又は父 (1)母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 (2)父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 (3)遺児 両親と死別等した児童	児童扶養手当（全部支給）の所得基準を準用 ・別表1参照(P19)	1 医療機関等あたり 1 日800円、月2回まで	1 割負担 負担限度額月額 3,200円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし
		低所得者 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	1 医療機関等あたり 1 日400円、月2回まで	1 割負担 負担限度額月額 1,600円 3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし

## 但馬

豊岡市	県と同じ	中学3年以下は償還払いでなし	
新温泉町	県と同じ	なし	県（一般）と同じ

※養父市、朝来市、香美町は県と同じ

## 北摂・丹波

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
三田市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ	
篠山市	子どもが20歳に達する日の属する月の末日まで	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
丹波市	県と同じ	児童扶養手当一部支給の所得制限基準未満（別表2参照）	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	

## 淡路

※淡路市、洲本市、南あわじ市は県と同じ

別表1・児童扶養手当（全部支給）の所得基準参照表

扶養親族数	母・父等扶養義務者の所得制限額
0人	19万円未満
1人	57万円未満
2人	95万円未満
3人	133万円未満
4人	171万円未満
5人	209万円未満
6人	247万円未満

別表2・児童扶養手当（一部支給）の所得基準

扶養親族数	母・父等扶養義務者の所得制限額
0人	192万円未満
1人	230万円未満
2人	268万円未満
3人	306万円未満
4人	344万円未満
5人	382万円未満
6人	420万円未満

別表3・特別児童扶養手当の所得制限基準

扶養親族等の人数	所得額	
	受給資格者本人	配偶者および養育者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円

# 重度障害者医療費助成

国	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する  低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方	1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者は1,600円）  3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし

## 阪 神

神戸市	①身障手帳3級と中度の知的障害との重複障害者 ②内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能）の等級が3級の身体障害者手帳所持者	今年度（医療をうける月が4～6月の場合は前年度）の市民税所得割額（住宅借入金等特別税額控除および寄付金税額控除適用前）が23.5万円未満であること。（ただし、平成24年度分から16歳未満の扶養親族1人につき19,800円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき7,200円を控除して算出した額）	18歳に達した年度を過ぎた者については 県と同じ	高校生以下（県制度、市制度対象者ともに） 1日400円、月2回まで	高校生以下（県制度、市制度対象者ともに） 1割負担、負担限度額月額1,600円
	重症心身障害者として、肢体不自由の身体障害者手帳1級または2級と重度の知的障害（療育手帳A判定等）を、重複して有する障害児（者）の方	所得制限について世帯合算は行わない			なし

国	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
兵庫県	①身障3級 ②知的障害者中度 ③精神2級所持者	本人の所得基準は県と同じだが、配偶者・扶養義務者の所得制限はなく、世帯合算は行わない	県と同じ	18歳未満無料
西宮市	①身障3、4級（身障4級は入院のみ） ②知的障害者B1、B2（IQ・DQ60以下か、IQ・DQ61以上で自閉症） ③精神障害者2級（精神疾患による医療を除く）	県と同じ	県と同じ	
芦屋市	①身障手帳3級 ②療育手帳B1 ③精神障害者保健福祉手帳2級	世帯合算は行わない	県と同じ	
宝塚市	①身障者手帳3、4級 ②精神障害者福祉手帳2級 ③知的障害者手帳中度判定	世帯合算は行わない	県と同じ *他公費助成後の自己負担額についても助成する（ただし償還払い）	
川西市	①身体障害者手帳3級 ②療育手帳B1判定 ③精神障害者保健福祉手帳2級	本人、配偶者、扶養義務者全員が市民税非課税で、かつ年金収入又は年金収入を加えた所得が80万円以下の世帯	上乗せは入院のみで、外来はなし	自己負担額の1/3を助成。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月目以降は無料

※伊丹市、猪名川町は県と同じ

## 重度障害者医療費助成

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する  低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方	1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者は1,600円）  3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし

## 東 播

明石市	①身障3級（外部障害の方は市民税所得割非課税世帯のみ） ②療育手帳B1 ③精神2級	県と同じ	県と同じ	中学生以下の児童はなし
加古川市	①身障3級（心臓機能障害） ②60歳以上の身障手帳3、4級 ③療育手帳B1 ④精神2級	世帯合算は行わない	県と同じ	
高砂市	①身障手帳3級（心臓機能障害のみ） ②療育手帳B1 ③精神障害者保健福祉手帳2級	県と同じ	県と同じ	
播磨町	①身障手帳3級（内部障害のみ） ②療育手帳B1	県と同じ	県と同じ	

※稲美町は県と同じ

## 北 播

	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
三木市	県と同じ（中学3年生までは乳幼児等医療費助成制度で実施）			
小野市	県と同じ		なし	他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
加西市	県対象者に、精神障害者手帳2級を所持する者を追加	世帯合算は行わない	県と同じ	
多可町	①身障3級 ②療育B1、B2	県と同じ	県と同じ	

※西脇市、加東市は県と同じ



## 重度障害者医療費助成

国	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
国	自立支援医療として、育成医療や更生医療、精神通院医療を行っています。			
兵庫県	①障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ②重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ③重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者（精神疾患による医療を除く一般医療が対象）	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）世帯合算する  低所得者とは市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入を加えた所得が80万円以下の方	1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで負担	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者は1,600円）  3カ月を超える入院の場合、続く4カ月目以降はなし

## 西 播

姫路市	医療型児童発達支援センターから肢体不自由児通所医療を受けた場合も対象に含める（償還払い）	県と同じ	県と同じ
たつの市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
赤穂市	県と同じ（後期高齢者医療加入者は、身障手帳3級、または4級の一部も対象）	世帯合算は行わない	県と同じ
相生市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
宍粟市	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ
福崎町	県と同じ		なし
太子町	県と同じ		中学3年生終了までのこどもについてはなし
上郡町	県と同じ		中学生以下はなし
佐用町	県と同じ	世帯合算は行わない	県と同じ

※神河町、市川町は県と同じ

## 但 馬

豊岡市	対象者	所得制限の概要	一部負担金	
			通院	入院
豊岡市	県と同じ		中学3年以下は償還払いで自己負担なし	
新温泉町	県と同じ	なし	1日900円 （月2回1,800円まで）	定率1割 3,600円までを控除した額

※養父市、朝来市、香美町は県と同じ

## 北摂・丹波

三田市	障害手帳3級所持者（身体）	世帯合算は行わない	県と同じ	
篠山市	重度精神障害者の精神疾患による医療を含める	県と同じ	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	
丹波市	精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者	世帯合算は行わない	県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）	なし 他公費助成後の自己負担額についても助成（償還払い）
			県と同じ一部負担金（600円等）、及び健康保険の自己負担額から一部負担金（600円等）を控除した残りの1/2を助成（償還払い）  自立支援医療分については、健康保険の自己負担額の1/2を助成（償還払い）	県と同じ一部負担金（1割負担等）、及び健康保険の自己負担額から、一部負担金（1割等）を控除した残りの1/2を助成（償還払い）

## 淡 路

※淡路市、洲本市、南あわじ市は県と同じ



	対象者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院等
国	70歳未満の高齢者に対する国の医療費助成は、高額療養費制度などがあります。			
兵庫県	65歳～69歳の方	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
		区分2 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下で、かつ要介護2以上の方	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
	旧老人医療費助成制度を受けておられた、誕生日が昭和22年7月2日から昭和27年6月30日までの方は、下記の経過措置が、70歳になるまで受けられます。			
	誕生日が昭和22年7月2日から、昭和24年6月30日の方	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない者	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円
		区分2 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 24,600円
	誕生日が昭和24年7月1日から、昭和27年6月30日の方	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない者	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
区分2 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下		2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円	

## 阪 神

	対象者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院等
西宮市	65歳～69歳まで	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
		市民税非課税世帯で、要介護2以上の認定を受けている方昭和27年6月30日以前生まれの方は、経過措置として「要介護」の要件は不要	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
	2014年(平成26年)の6月30日までに、65歳～69歳だった方は2019年(平成31年)6月30日までの間に限り、右記の特例措置があります	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円
		市民税非課税世帯	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 24,600円
宝塚市	区分2における「要介護2以上」の要件なし	県と同じ	他公費助成後の自己負担についても助成(償還払い)	

※神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、川西市、猪名川町は県と同じ

## 東 播

明石市	未定(6月30日決定)			
高砂市	2014年(平成26年)、7月1日以降に65歳になる65歳から69歳までの方	県と同じ	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
			2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
	2014年(平成26年)6月30日までに、すでに65歳から69歳の方は、2019年(平成31年)6月30日までの間に限り、右記の特例措置があります	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円
市民税非課税世帯		2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 24,600円	

※加古川市、稲美町、播磨町は県と同じ

## 高齢期移行者医療費助成

	対象者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院等
国	70歳未満の高齢者に対する国の医療費助成は、高額療養費制度などがあります。			
兵庫県	65歳～69歳の方	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
		区分2 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下で、かつ要介護2以上の方	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円
	旧老人医療費助成制度を受けておられた、誕生日が昭和22年7月2日から昭和27年6月30日までの方は、下記の経過措置が、70歳になるまで受けられます。			
	誕生日が昭和22年7月2日から、昭和24年6月30日の方	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない者	1割 負担限度額 8,000円	1割 負担限度額 15,000円
		区分2 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 24,600円
	誕生日が昭和24年7月1日から、昭和27年6月30日の方	区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない者	2割 負担限度額 8,000円	2割 負担限度額 15,000円
区分2 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下		2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 35,400円	

## 北播

	対象者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院
加東市	区分2における「要介護2以上の者」の制限なし		県と同じ	

※西脇市、三木市、小野市、加西市、多可町は県と同じ

## 西播

	対象者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院
相生市			県と同じ	
		市単独で実施していた「世帯全員が市町村民税非課税」の方は、70歳になるまで助成を継続します		

※姫路市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町は県と同じ

## 但馬

	対象者	所得制限の概要	自己負担	
			通院	入院
新温泉町	県と同じ	なし	2割 負担限度額 12,000円	2割 負担限度額 44,400円

※豊岡市、養父市、朝来市、香美町は県と同じ

## 北摂・丹波

※三田市、篠山市、丹波市は県と同じ

## 淡路

※淡路市、洲本市、南あわじ市は県と同じ